

権限明示等 その他

損害保険の場合

募集人は、お客様と申込先の損害保険会社との損害保険の代理権を有しています。
なお、当代理店の取扱保険商品によっては、告知受領権を有する商品もあります。
お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

生命保険の場合

募集人は、お客様と申込先の生命保険会社と生命保険契約の媒介を行いますが、契約締結の代理権はありません。また、募集人には告知受領権也没有ありません。
告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有します。よって、募集人に口頭でお話いただいても告知したことにはなりませんので、告知書へのご記載をお願いいたします。なお、生命保険契約は、生命保険会社が承諾した時に有効に成立します。

反社会的勢力でないことの確認について

当代理店は、反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。
また、反社会的勢力による不当要求には応じません。申し出の意図が、社会的・倫理的意見からみて不当であると思われる場合にはその申し出をお断りいたします。

取扱い保険会社

◆損害保険会社

損害保険ジャパン株式会社・あいおいニッセイ同和損保株式会社
東京海上日動火災保険株式会社・青森県火災共済協同組合

◆生命保険会社

アフラック生命保険株式会社・アフラック少額短期保険株式会社・朝日生命保険相互会社
SOMPO ひまわり生命保険株式会社・東京海上あんしん生命保険株式会社